令和4年8月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和4年8月に自動車共済新契約締結手続き時に代筆行為という共済事業に係る不祥 事件が発生しておりますが、当該不祥事件につきましては、所管行政庁への届出を行っており、また所 管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和5年11月27日に策定した「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. 業務プロセスの改善・強化

令和4年12月より、自動車共済新契約締結手続きを行う際はご契約内容の確認とご契約者様のご 意向確認を行い、Lablet's (共済端末機)を使用したペーパーレス手続きを基本としてまいります。止 む無く自動車共済新契約締結手続きを書面で実施する場合は、代筆行為を防ぐため、管理者等による 検証の徹底などご契約者様の意向であることを正確に確認する手続きを徹底してまいります。

2. コンプライアンス意識の醸成

令和4年9月に共済部門全職員を対象としたコンプライアンス研修会を実施し、あらためて本事案について説明しコンプライアンス違反が組合員・利用者の皆さまおよび組合に与える影響と再発防止について周知・徹底を図りました。今後も、あらゆる会議体を通じてコンプライアンス意識の向上に取り組んでまいります。

3. 内部監査等の見直し

上記の取組みについては、確実に機能させる観点から、毎月の臨店指導において全支店で取組状況の確認を実施するとともに、内部監査の点検項目にも組み込むこととし、再発防止策の確実な実行を図ってまいります。

以上

ながの農業協同組合 代表理事組合長 宮澤 清志